

官報

号外 平成三年九月二十七日

○第百二十一回国 衆議院会議録 第十二号

平成三年九月二十七日(金曜日)

議事日程 第九号

平成三年九月二十七日

正午開議

第一 証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

老人保健法等の一部を改正する法律案(第百二十四回国会、内閣提出)(参議院回付)

日程第一 証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時六分開議
○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。

参議院から、第百二十四回国会、内閣提出、老人保健法等の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

老人保健法等の一部を改正する法律案(第百二十四回国会、内閣提出)(参議院回付)

○議長(櫻内義雄君) 老人保健法等の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

老人保健法等の一部を改正する法律案の参議院回付案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。証券及び金融問題に関する特別委員長大野明君。

証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大野明君登壇〕

○大野明君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、証券及び金融問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

今回の一連の証券及び金融に係る不祥事は、これら業務について免許会社としての規範に著しく反するものであり、国民の信頼を損なう結果となつたことは、まことに遺憾であると考へます。

当委員会は、今般の事態を深刻に受けとめ、これら事件の事態を解明し、その再発防止を図るため、証人尋問、参考人の意見聴取等集中的に調査を行い、このたび緊急に措置すべき事項について、政府から証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部改正案の提出を見たものであります。

本案の主な内容は、

第一に、証券会社による損失保証、損失補てん等を禁止するとともに、顧客が証券会社の損失保証、損失補てん等を要求する行為を禁止し、それらの違反に対しては、刑事罰を適用することにしております。

第二に、取引一任勘定取引が、損失補てん等の温床となりやすいことから、これを禁止することとし、その違反は行政処分の対象とすることにしております。

以上の改正点につきましては、証券取引法のみならず、外国証券業者に関する法律についても同様の改正を行うことになっております。

本案につきましては、九月二十四日橋本大臣から提案理由の説明を聴取した後、九月二十五日から質疑に入り、昨二十六日質疑を終了し、採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に関連して、証券及び金融に係る不祥事の再発防止に関する決議が行われましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

官報(号外)

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

出席國務大臣

- 大藏大臣 橋本龍太郎君
- 厚生大臣 下条進一郎君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めの件

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

野田 実君

補欠

須永 徹君

御法川英文君

御法川英文君

野田 実君

鈴木喜久子君

須永 徹君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

米沢 隆君

補欠

柳田 稔君

柳田 稔君 米沢 隆君

厚生委員

辞任

補欠

岡崎 宏美君

田中 恒利君

柳田 稔君

米沢 隆君

田中 恒利君

岡崎 宏美君

米沢 隆君

柳田 稔君

農林水産委員

柳田 稔君

辞任

補欠

田中 恒利君

三野 優美君

三野 優美君

田中 恒利君

商工委員

補欠

小沢 和秋君

金子 満広君

金子 満広君

小沢 和秋君

労働委員

補欠

坂本 剛二君

坂井 隆憲君

五島 正規君

土肥 隆一君

金子 満広君

小沢 和秋君

伊藤 英成君

高木 義明君

坂井 隆憲君

坂本 剛二君

土肥 隆一君

五島 正規君

小沢 和秋君

金子 満広君

高木 義明君

伊藤 英成君

(理事補欠選任)

一、昨二十六日、特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

交通安全対策特別委員会

理事 遠藤 登君(理事山下八洲夫君昨一十六日理事辞任につきその補欠)

土地問題等に関する特別委員会

理事 山元 勉君(理事小野信一君昨二十

六日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

菅原喜重郎君

神田 厚君

神田 厚君

菅原喜重郎君

証券及び金融問題に関する特別委員

補欠

井上 一成君

堀 昌雄君

宇都宮真由美君

沢田 広君

水田 稔君

佐藤 恒晴君

安田 修三君

小野 信一君

橋崎弥之助君

阿部 昭吾君

佐藤 恒晴君

水田 稔君

阿部 昭吾君

橋崎弥之助君

政治改革に関する特別委員

補欠

辞任

補欠

畑 英次郎君

斉藤斗志二君

秋葉 忠利君

沖田 正人君

斉藤斗志二君

畑 英次郎君

沖田 正人君

秋葉 忠利君

国際平和協力等に関する特別委員

補欠

辞任

補欠

今津 寛君

築瀬 進君

三原 朝彦君

住 博司君

橋崎弥之助君

江田 五月君

住 博司君

三原 朝彦君

築瀬 進君

今津 寛君

江田 五月君 橋崎弥之助君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員

辞任

補欠

渡辺 秀央君

萩山 教嚴君

萩山 教嚴君

渡辺 秀央君

証券及び金融問題に関する特別委員

補欠

辞任

補欠

水田 稔君

筒井 信隆君

筒井 信隆君

水田 稔君

国際平和協力等に関する特別委員

補欠

辞任

補欠

三原 朝彦君

木村 義雄君

木村 義雄君

三原 朝彦君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

古賀 一成君

斉藤斗志二君

五島 正規君

前島 秀行君

菅原喜重郎君

高木 義明君

高木 義明君

菅原喜重郎君

斉藤斗志二君

古賀 一成君

前島 秀行君

五島 正規君

証券及び金融問題に関する特別委員

補欠

辞任

補欠

水田 稔君

佐藤 恒晴君

国際平和協力等に関する特別委員

補欠

辞任

補欠

増子 輝彦君

河村 建夫君

和田 一仁君

中野 寛成君

中野 寛成君 和田 一仁君
河村 建夫君 増子 輝彦君
(議案付託)

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(内閣提出第五号)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

以上二件 国際平和協力等に付託
関する特別委員会

(議案送付)

一、去る二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

国際的な協力の下に規制藥物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

(回付議案受領)

一、去る二十五日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

老人保健法等の一部を改正する法律案(第百二十回国会内閣提出、本院継続審査)

(議案通知書受領)

一、去る二十五日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

(議案撤回通知書受領)

一、昨二十六日、参議院から、九月十八日予備審査のため送付した次の議案は、提出者から撤回の申し出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。

廃棄物の適正処理等に関する法律案(浜本万三君外五名提出)

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十五日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三年九月二十五日

文教委員長 白井日出男

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体にに関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三年九月二十五日

農林水産委員長 大原 一三

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一、科学技術委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、科学技術振興の基本施策に関する事項

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項

三、宇宙開発に関する事項

四、海洋開発に関する事項

五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三年九月二十六日

科学技術委員長 中馬 弘毅

衆議院議長 櫻内 義雄殿

(質問書提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

歯科材料の製造認可基準と保険導入手続き及び補綴技術料に関する質問主意書(新村勝雄君提出)

老人保健法等の一部を改正する法律案(第百二十回国会内閣提出衆議院継続審査)

貴院から送付された右の案は本院において修正議決した。

よって国会法第八十三条により回付する。

平成三年九月二十五日

参議院議長 土屋 義彦

衆議院議長 櫻内 義雄殿

つては、当該額に当該端数を加えた額」とする。

る。に、特定年度(平成六年度を初年度とする

同年度以降の年度(この項の規定により当該

一部負担金の額が改定されたときは、直近の

当該改定が行われた年度以降の年度に限る。

をいう。)(前年度の四月一日を含む年の物

価指数を平成四年度(この項の規定により当

該一部負担金の額が改定されたときは、直近

の当該改定が行われた年度の前々年度)の四

月一日を含む年の物価指数で除して得た率を

乗じて得た額(以下この項において「入院一部

負担金改定予定額」という。)(が、七百円(この

項の規定により当該一部負担金の額が改定さ

れたときは、直近のこの項の規定による改定

後の当該一部負担金の額とする。)を十円以上

超え、又は十円以下するに至つた場合におい

ては、当該特定年度の翌年度の四月以後、当

該一部負担金の額を入院一部負担金改定予定

額に改定する。ただし、当該入院一部負担金

改定予定額に十円未満の端数があるときは、

これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定は、前条第四項の一部負担金の

額について準用する。この場合において、前

項中「七百円」とあるのは、「三百円」と読み替

えるものとする。

4 厚生大臣は、前三項の規定により一部負担

金の額が改定されたときは、これらの規定に

よる改定後の当該一部負担金の額を公示しな

ければならない。

第三十三条中「医療」及び「特定療養費の支給」

の下に「医療費の支給を含む。」を加える。

第三十四条中「医療又は特定療養費の支給」を

「医療(医療費の支給を含む。第四十二条第三項

を除き、以下この款において同じ。)(又は特定療

養費の支給(医療費の支給を含む。同項を除

き、以下この款において同じ。)(に改める。

第三章中第四節の次に次の二節を加える。

第五節 老人訪問看護療養費の支給

(老人訪問看護療養費の支給)

第四十六条の五の二 市町村長は、老人医療受

給対象者が都道府県知事の指定する者(以下

「指定老人訪問看護事業者」という。)(から当該

指定に係る老人訪問看護事業を行う事業所に

より行われる老人訪問看護(以下「指定老人訪

問看護」という。)(を受けたときは、その老人

医療受給対象者に対し、当該指定老人訪問看

護に要した費用について、老人訪問看護療養

費を支給する。

2 老人訪問看護療養費の額は、当該指定老人

訪問看護につき平均老人訪問看護費用額(指

定老人訪問看護に要する平均的な費用の額を

いう。)(を勘案して厚生大臣が定める基準によ

り算定した費用の額から、指定老人訪問看護

の利用の状況、第二十八条第一項第一号の一

部負担金の額その他の事情を勘案して厚生大

臣が定める額を控除した額とする。

3 厚生大臣は、前項の基準を定めようとする

ときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会

の意見を聴かなければならない。

4 第三十条第二項の規定は、前項に規定する

事項に関する中央社会保険医療協議会の権限

について準用する。

5 老人医療受給対象者が指定老人訪問看護事

業者から指定老人訪問看護を受けたときは、

市町村長は、その老人医療受給対象者が当該

指定老人訪問看護事業者に支払うべき当該指

定老人訪問看護に要した費用について、老人

訪問看護療養費として老人医療受給対象者に

対し支給すべき額の限度において、老人医療

受給対象者に代わり、当該指定老人訪問看護

事業者が支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、老

人医療受給対象者に対し老人訪問看護療養費

の支給があつたものとみなす。

7 市町村は、指定老人訪問看護事業者から老

人訪問看護療養費の請求があつたときは、第

二項の厚生大臣が定める基準及び第四十六条

の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看

護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問

看護の取扱いに関する部分に限る。)(に照らし

て審査した上、支払うものとする。

8 前各項に規定するもののほか、指定老人訪

問看護事業者の老人訪問看護療養費の請求に

関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(準用)

第四十六条の五の三 第三十四条から第四十三

条まで、第四十四条第二項及び第三項、第四

十五条、第四十六条、第四十六条の二第二

項、第三項及び第十項並びに第四十六条の四

の規定は、老人訪問看護療養費の支給につい

て、第四十六条の三の規定は、指定老人訪問

看護事業者について準用する。この場合にお

いて、これらの規定に関し必要な技術的詁替

えは、政令で定める。

第六節 研究開発の推進

第四十六条の五の四 国は、保健事業の健全か

つ円滑な実施を確保するため、老人の心身の

特性に応じた看護その他の医療、機能訓練等

の研究開発並びに老人の日常生活上の便宜を

図るための用具及び機能訓練のための用具の

うち、疾病、負傷等により心身の機能が低下し

ている者に使用させることを目的とするもの

の研究開発の推進に努めなければならない。

「第三章の二 老人保健施設」を「第三章の

二 老人保健施設及び指定老人訪問看護事業

者」に改める。

第三章の二中第四十六条の六の前に次の節名

を付する。

第一節 老人保健施設

第四十六条の九第二項を削り、同条第三項中

「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項と

し、同条第四項を同条第三項とする。

第四十六条の十七第二項中「第三章(第四節を除く。)」を「第三章第一節から第三節まで」に改める。

第三章の二中第四十六条の十七の次に次の一節を加える。

第二節 指定老人訪問看護事業者

(指定老人訪問看護事業者の指定)

第四十六条の十七の二 第四十六条の五の二第一項の指定は、老人訪問看護事業を行う者の申請により、老人訪問看護事業を行う事業所(以下単に「事業所」という。)ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条の五の二第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の看護婦その他の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十六条の十七の五第一項の厚生省令で定める基準及び同項の厚生省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従つて適正な老人訪問看護事業の運営をすることができないと認められるとき。

(指定老人訪問看護事業者の責務)

第四十六条の十七の三 指定老人訪問看護事業者は、第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、老人の心身の状況等に応じて自ら適切な指定老人訪問看護を提供するものとし、いやくも老人の福祉を損なうような指定老人訪問看護の事業の運営を行つてはならない。

(厚生大臣又は都道府県知事の指導)

第四十六条の十七の四 指定老人訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者は、指定老人訪問看護に関し、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

(事業の基準)

第四十六条の十七の五 指定老人訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生省令で定める基準に従い厚生省令で定める員数の看護婦その他の従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

8 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。)を定

めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生大臣は、第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

5 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

(変更の届出等)

第四十六条の十七の六 指定老人訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定老人訪問看護の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第四十六条の十七の七 厚生大臣又は都道府県知事は、老人訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定老人訪問看護事業者又は指定老人訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者であつた者(以下この項において「指定老人訪問看護事業者であつた者等」

という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定老人訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者(指定老人訪問看護事業者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定老人訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(指定の取消し)

第四十六条の十七の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定老人訪問看護事業者に係る第四十六条の五の二第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定老人訪問看護事業者の当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、第四十六条の十七の五第一項の厚生省令で定める基準又は同項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

二 指定老人訪問看護事業者が、第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従つて適

正な指定老人訪問看護の事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 老人訪問看護療養費の請求に關し不正があつたとき。

四 指定老人訪問看護事業者が、前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定老人訪問看護事業者又は当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、前条第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定老人訪問看護事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

六 指定老人訪問看護事業者が、不正の手段により第四十六条の五の二第一項の指定を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により第四十六条の五の二第一項の指定を取り消そうとするときは、当該指定老人訪問看護事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁

明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

(公示)
第四十六条の十七の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十六条の五の二第一項の指定をしたとき。

二 第四十六条の十七の六の規定による届出(同条の厚生省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前条第一項の規定により第四十六条の五の二第一項の指定を取り消したとき。

(他の保健事業との関係)

第四十六条の十七の十 指定老人訪問看護は、第三章第一節から第三節までに規定する医療及び医療等以外の保健事業には含まれないものとする。

第四十七条中「医療、特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給(以下「医療等」といふ。)(を「医療等」に、「並びに」を「及び」に改める。

第四十八条第一項中「医療等」の下に「(医療(老人医療受給対象者が医療法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じ

○(結果の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして「政令で定めるもの(以下この項において「看護強化病床」といふ。))について受ける第十七条第四号に掲げる給付(当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。)に限る。)、特定療養費の支給(老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける政令で定める療養に係るものに限る。)、老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給(以下「老人保健施設療養費等」といふ。を除く。))を加え、「並びに」を、「老人保健施設療養費等に要する費用の十二分の六に相当する額並びに」に、「及び第四十六条の二第九項」を、「第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改め、「第四十六条の二第十項」の下に「(第四十六条の五の三において準用する場合を含む。))を加える。

第四十九条中「医療等」を「医療等(老人保健施設療養費等を除く。))」に改め、「十分の二を」の下に「老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の四を」を加える。

第五十条中「医療等」を「医療等(老人保健施設療養費等を除く。))」に改め、「十分の〇・五を」の下に「老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の一を」を加える。

第五十二条中「並びに」を「及び」に、「医療等に要する費用についてはその十分の二を」を「医療等(老人保健施設療養費等を除く。))に要する費用についてはその十分の二を、老人保健施設療養

養費等に要する費用についてはその十二分の四」に改める。
第五十五条第一項中「十分の七に相当する額」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる額の合計額(次号において「調整後老人医療費見込額」といふ。))に、一から老人保健施設療養費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る老人医療費見込額(市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。))から調整対象外医療費見込額(当該保険者が概算基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額)として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費見込額」といふ。))で除して得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者をいう。))である場

合における当該保険者に係る老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。を控除して得た額に概算加入者調整率を乗じて得た額

ロ 調整対象外医療費見込額

二 調整後老人医療費見込額に老人保健施設療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

第五十五条第二項中「前項第一号」を「前項第一号イ」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の老人保健施設療養費等概算率は、各保険者に係る老人保健施設療養費等見込額(市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する老人保健施設療養費等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう)の総額を、各保険者に係る老人医療費見込額の総額で除して得た率とする。第五十六条第一項中「の十分の七に相当する額を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる額の合計額(次号において「調整後老人医療費額」という。)に、一から老人保健施設療養費等確定率を控除して得た

率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る老人医療費額(市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。)から調整対象外医療費額(当該保険者が確定基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費額」という。))で除して得た率が、前条第一項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。を控除して得た額に確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 調整対象外医療費額

二 調整後老人医療費額に老人保健施設療養費等確定率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

第五十六条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の老人保健施設療養費等確定率は、各保険者に係る老人保健施設療養費等額(市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する老人保健施設療養費等に要する費用の額をいう)の総額を、各保険者に係る老人医療費額の総額で除して得た率とする。

第五十七条中「及び第四十六条の二第九項」を「第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改め、「第四十六条の二第十項」の下に「(第四十六条の五の三において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十二条第一項中「又は老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改める。

第八十四条の二第一号中「第四十六条の九第一項、第二項又は第四項」を「第四十六条の九第一項又は第三項」に改める。

第八十六条中「医療、特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」を「医療、医療費の支給を含む。、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)、老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改め、「第四十六条の五」の下に「及び第四十六条の五の三」を加える。

附則第一条の次に次の一条を加える。(老人保健施設に係る対象者の特例)

第一条の二 当分の間、第六条第四項中「又はこれに準ずる状態にある老人(その」とあるのは「若しくはこれに準ずる状態にある老人又は老人以外の者であつて初老期痴呆により痴呆の状態にあるもの(これらの者の」と、第四十六条の八第四項中「老人の」とあるのは「老人又は老人以外の者であつて初老期痴呆により痴呆の状態にあるもの」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中老人保健法第四十六条の九及び第八十四条の二の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十四条の規定 公布の日
- 二 第一条中老人保健法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第六条に一項を加える改正規定、同法第七条の改正規定(及び第四十六条の八第六項)を「第四十六条の五の二第三項、第四十六条の八第六項及び第四十六条の十七の五第四項」に改める部分に限る。(、同法第三章の章名の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十七条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二十条、第三

十三条及び第三十四条の改正規定、同法第三章中第四節の次に二節を加える改正規定、同法第三章の二の章名の改正規定、同法第三章の二中第四十六條の六の前に節名を付する改正規定、同法第四十六條の十七の改正規定、同法第三章の二中同條の次に一節を加える改正規定、同法第四十七條の改正規定、同法第四十八條の改正規定(「医療等」の下に「(医療)老人医療受給対象者が医療法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの」として、状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものをきむ。)、政令で定めるもの(以下この項において「看護強化病床」といふ。))について受ける第十七條第四号に掲げる給付(当該給付に伴う同條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。に限る。)、特定療養費の支給(老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける政令で定める療養に係るものに限る。)、老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給(以下「老人保健施設療養費等」といふ。を除く。))を加える部分のうち「老人の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものを含む。」に係る部分(附則第七條において「老健法訪問看護療養費の支給に係る部分」と及び第四十八條改正規定中「老人部分」といふ。及び第四十六條の二第九項)を「第四十六條の二第九項及び第四十六條の五の二第七項」に改め

平成三年九月二十七日 衆議院会議録第十二号

九項及び第四十六條の五の二第七項」に改めらるる部分及び「第四十六條の二第十項」の下に「(第四十六條の五の三において準用する場合を含む。))」を加える部分に限る。)、同法第五十二條の改正規定(並びに「を」及び「に」に改める部分に限る。))並びに同法第五十七條、第八十二條及び第八十六條の改正規定、第二條の規定、第三條の規定(健康保険法附則に一條を加える改正規定を除く。)、第四條の規定(船員保険法附則に二項を加える改正規定を除く。))並びに第五條の規定(国民健康保険法附則に一項を加える改正規定を除く。))並びに附則第十五條の規定(国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)附則第九條の次に一條を加える改正規定を除く。)、附則第十六條の規定(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十七條の次に一條を加える改正規定を除く。))並びに附則第十八條及び第十九條の規定、平成四年四月一日(検討等)

老人保健法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

については、老人保健制度の目的を踏まえ、この法律の施行後の老人保健制度の実施状況、老人医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用の負担の在り方について検討を加えられるべきものとする。

第二條 政府は、老人の心身の特性に応じた適切な医療が行われるよう、老人が老人保健法第二十五條第三項に規定する保険医療機関等及び同法第六條第四項に規定する老人保健施設について受ける医療その他のサービスの質に関する評価方法の研究に努めるとともに、同法第二十五條の規定により行われる医療に要する費用の額の包括的な算定等当該費用の額の算定の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三條 政府は、病院又は診療所において行われる付添看護その他の看護に関し、老人がその心身の特性に応じこれらの看護とその他の医療を一体的な管理の下に適切に受けることができるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

(一部負担金に関する経過措置)

第四條 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。))から平成五年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」といふ。))第二十八條第一項第一号中「千円(次条第一項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。))とあるのは「九百円」と、同項第二号中「七百元(次条

老人保健法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

第二項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。))とあるのは「六百元」とする。

(医療費に関する経過措置)

第五條 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第一条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老健法」といふ。))の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

2 施行日から平成五年三月三十一日までの間に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る新老健法の規定による医療費の額については、新老健法第三十二條第二項中「第二十八條」とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律(平成三年法律第 号)附則第四條の規定により読み替えられた第二十八條」と、同條第四項中「同條第一項第二号」とあり、及び同條第五項中「第二十八條第一項第二号」とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律附則第四條の規定により読み替えられた第二十八條第一項第二号」とする。

(交付金等に関する経過措置)

第六條 新老健法第四十七條から第五十條までの規定は、施行日(〇)以後に行われる新老健法の規定にあっては、平成四年四月一日、以下この条において「同定」による医療(医療費の支給を含む。))、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。))及び老人保健

九

施設療養費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧老健法の規定による医療(医療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。

(医療費拠出金に関する経過措置)

第七条 平成二年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

第八条 平成三年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 旧老健法の規定に基づき算定された平成三年度の概算医療費拠出金の額の十二分の十に相当する額

二 次に掲げる額の合計額(次号において「施行日以後調整後老人医療費見込額」という。)に、

一 から施行日以後老人保健施設療養費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額(市町村が平成三年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われる医療(医

療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)、老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給(次条において「医療等」という。)に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。)から施行日以後調整対象外医療費見込額(当該保険者が概算施行日以後基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう)の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費見込額の総額で除して得た率とする。

第九条 平成三年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日前老人医療費額(市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日に行われた医療(医療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の額をいう。以下この号において同じ。)から施行日前調整対象外医療費額(当該保険者が確定施行日前基準超過

保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう)の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費見込額の総額で除して得た率とする。

三 施行日以後調整後老人医療費見込額に施行日以後老人保健施設療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

二 前項の施行日以後老人保健施設療養費等概算率は、各保険者に係る施行日以後老人保健施設療養費等見込額(市町村が平成三年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われる新老健法第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう)の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費見込額の総額で除して得た率とする。

第十条 平成三年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日前老人医療費額(市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日に行われた医療(医療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の額をいう。以下この号において同じ。)から施行日前調整対象外医療費額(当該保険者が確定施行日前基準超過

保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう)の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費見込額の総額で除して得た率とする。

入者等一人当たりの施行日前老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費額」という)で除して得た率が、旧老健法第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者をいう)である場合における当該保険者に係る施行日前老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロ

ロ 施行日前調整対象外医療費額

二 次に掲げる額の合計額(次号において「施行日以後調整後老人医療費額」という。)に、一 から施行日以後老人保健施設療養費等確定率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費額(市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同

等に対する施行日以後に行われる医療(医療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の額をいう。以下この条において同

じ。から施行日以後調整対象外医療費額(当該保険者が確定施行日以後基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定

おいて「一人平均老人医療費額」という。で除して得た率が、新老健法第五十五条第一項第一号イの政令で定める率を超える保険者(をいう)である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。)を控除して得た額に平成三年度に係る新老健法第五十六条第三項の確定加入者調整率を乗じて得た額

三 施行日以後調整対象外医療費額に施行日以後老人保健施設療養費等確定率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

2 前項の施行日以後老人保健施設療養費等確定率は、各保険者に係る施行日以後老人保健施設療養費等額(市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に

対する施行日以後に行われた新老健法第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用の額をいう)の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額の総額で除して得た率とする。

(平成三年度の拠出金の額の変更等) 第十〇条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が平成三年度に納付すべき拠出金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十二条 厚生大臣は、新老健法第四十六条の十七の五第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び同条第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く)を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても老人保健審議会の意見を聴くことができる。

関する部分に限る)を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

(老人保健施設に関する経過措置) 第十二条 旧老健法第四十六条の六第一項の許可に係る旧老健法第六条第四項に規定する老人保健施設は、新老健法第四十六条の六第一項の許可に係る新老健法附則第一条の二の規定により読み替えられた新老健法第六条第四項に規定する老人保健施設とみなす。

(罰則に関する経過措置) 第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家公務員等共済組合法の一部改正) 第十五条 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

老人訪問看護療養費に改める。第六十四条第三項中「又は老人保健施設療養費」を「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」に改める。

第八十七条の五第一項中「若しくは老人保健施設療養費」を「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費」に改める。

第九条の二 組合員(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除くものとし、初老期痴呆により痴呆の状態にある者に限る)が同法附則第一条の二の規定により読み替えられた同法第六条第四項に規定する老人保健施設から同法第四十六条の二第一項に規定する施設療養(次項において「施設療養」という)を受けた場合において、第五十六条第一項の規定による療養費の支給を受けるときは、当該療養につき同項の規定により支給を受ける療養費の額は、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、同法第四十六条の二第四項の規定により厚生大臣が定める金額とする。

2 前項の規定は、被扶養者が受けた施設療養につき支給を受ける家族療養費の額について準用する。この場合において、同項中「第五十六条第一項」とあるのは「組合員が第五十七条第七項において準用する第五十六条第一

項」と、「療養費」とあるのは「家族療養費」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「第五十七條第七項において準用する第五十六條第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十六條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十一條第一項中「若しくは老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費」に、「又は老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」に改める。

第六十六條第三項中「又は老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」に改める。

第九十六條第一項及び第百四十四條の第三第二項の表第九十六條第一項の項中「若しくは老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費」に改める。

附則第十七條の次に次の一條を加える。

(療養費等の額の特例)

第十七條の二 組合員(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除くものとし、初老期痴呆により痴呆の状態にある者に限る。)が同法附則第一條の二の規定により読み替えられた同法第六條第四項に規定する老

人保健施設から同法第四十六條の二第一項に規定する施設療養(次項において「施設療養」という。)を受けた場合において、第五十八條第一項の規定による療養費の支給を受けるときは、当該療養につき同項の規定により支給を受ける療養費の額は、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、同法第四十六條の二第四項の規定により厚生大臣が定める金額とする。

2 前項の規定は、被扶養者が受けた施設療養につき支給を受ける家族療養費の額について準用する。この場合において、同項中「第五十八條第一項」とあるのは、組合員が第五十九條第七項において準用する第五十八條第一項と、「療養費」とあるのは「家族療養費」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「第五十九條第七項において準用する第五十八條第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第十七條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「第百二十六條の五」の下に「附則第九條の二」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十八條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「第四十六條の二第十項」の

下に「第四十六條の五の三において準用する場合を含む。」を加え、「若しくは老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十九條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第十五号中「並びに老人保健施設療養費の額」を、「老人保健施設療養費の額、指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準並びに老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護に於いての費用の額の算定に関する基準」に改める。

証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案

平成三年九月十八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律

(証券取引法の一部改正)

第一條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項に次のただし書を加える。
ただし、第三号及び第四号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正

を書し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして大蔵省令で定めるものを除く。

第五十條第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 有価証券の売買取引若しくはその受託又は有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託につき、顧客の個別の取引との同意を得ないで、売買の別(有価証券指数等先物取引にあつては現実指数又は現実指数が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別)とし、有価証券オプション取引にあつてはオプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別とする。次号において同じ。、銘柄、数又は価格(有価証券指数等先物取引にあつては約定指数又は約定数値とし、有価証券オプション取引にあつては対価の額とする。次号において同じ。)について定めることができることを内容とする契約を締結する行為

四 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引につき、信託契約に基づいて信託をする者の計算においてこれらの取引を行う信託会社又は普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律(昭

和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた銀行(以下この号及び次条第一項第一号において「信託会社等」という。)を顧客とする場合で、かつ、当該信託契約により当該信託会社等がこれらの取引に関する注文を当該信託をする者の指図に従つてすることとされている場合において、当該信託をする者との間で、売買の別、銘柄、数又は価格について当該信託をする者の個別の取引ごとの指示を受けないで、当該信託をする者を代理して当該信託会社等に対し指図をすることができるとを内容とする契約を締結する行為

第五十条第二項中「前項(第五号を除く。)」を「前項第一号、第二号及び第四号に」、「同項(第一号から第四号までを除く。)」を「同項第三号及び第五号」に改める。

第五十条の次に次の一条を加える。
第五十条の二 証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引(以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。)につき、当該有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション

若しくは外国市場証券先物取引(以下この条において「有価証券等」という。)について顧客(信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条及び第六十五条の二第四項において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込み、若しくは約束させる行為

二 有価証券の売買その他の取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込み、若しくは約束させる行為

三 有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込み、若しくは約束させる行為

の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為
証券会社の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為(当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。)

二 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為(当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。)

三 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者をして当該財産上の利益を受けさせる行為(前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合及び当該財産上の利益の提供が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。)

第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故(証券会社又はその役員若し

くは使用人の違法又は不当な行為であつて当該証券会社とその顧客との間において争いの原因となるものとして大蔵省令で定めるものをいう。以下この条及び第五十七條の二第二項において同じ。)による損失の全部又は一部を補てんするために行ふものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該証券会社があらかじめ大蔵大臣の確認を受けている場合その他大蔵省令で定める場合に限る。

第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

第三項ただし書の確認を受けようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の大蔵省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するため必要な書類として大蔵省令で定めるものを添えて大蔵大臣に提出しなければならない。

第六十五条の二第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

官 報 (号 外)

第五十条の二第二項、第三項及び第五項の規定は認可を受けた金融機関について、同条第二項及び第四項の規定は認可を受けた金融機関の顧客について準用する。

第二百二十七条第一項中「若しくは顧客から有価証券の売買取引について売買の別、銘柄、数及び価格の決定を一任されてその者の計算において行ふ」を「行ふ有価証券の」に、「なす」を「行ふ」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項後段を削る。

第二百八十五条第一項中「第六十五条の二第六項(同条第七項)を」第六十五条の二第七項(同条第八項)に改める。

第九十九条第一号の六を同条第一号の七とし、同条第一号の五中「行なわせた」を「行わせた」に改め、同号を同条第一号の六とし、同条第一号の四の次に次の一号を加える。

一 第五十条の二第二項(第六十五条の二第四項)において準用する場合を含む。の規定に違反したとき

第二百条第三号の二の次に次の二号を加える。
三 第五十条の二第二項(第六十五条の二第四項)において準用する場合を含む。の規定に違反した者

三 第五十条の二第五項(第六十五条の二第四項)において準用する場合を含む。の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

第二百条の次に次の一条を加える。

第二百条の二 前条第三号の三の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百二条中「前五条」を「第九十七條から第二百条まで及び前条」に改める。

第二百五条第三号及び第十五号中「第六十五条の二第六項(同条第七項)を」第六十五条の二第七項(同条第八項)に改める。

第二百八条第三号及び第三号の二中「第六十五条の二第四項」を「第六十五条の二第五項」に改める。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第二条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第四十条」に改める。
第十七条第一項中「第五十一条まで」を「第五十条まで」に、「不正取引の禁止及び」を「不正取引の禁止」、第五十条の二第二項、第三項及び第五項(損失補てんの禁止等)、第五十一条(「及び第六十一条」を「並びに第六十一条」に改め、同条に次の一項を加える。

証券取引法第五十条の二第二項及び第四項の規定は、外国証券会社の支店の顧客(同条第一項第一号に規定する顧客をいう。)について準用する。

第十八条第一項中「国内において行なう」を「国内において行ふ」に改め、「若しくは国内にある者から有価証券の売買について売買の別、銘柄、数量及び価格の決定を一任されてその者の計算において行なう売買」を削り、同条第二項後段を削る。

第三十四条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

第六十七條第一項において準用する証券取引法第五十条の二第二項の規定に違反した者

第三十五条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

第六十七條第一項において準用する証券取引法第五十条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者
第三十五条に次の一号を加える。

八 第三十七條第三項において準用する証券取引法第五十条の二第二項の規定に違反した者

第三十九条を第四十条とし、第三十八條を第三十九條とし、第三十七條第一項中「前三條」を「第三十四條、第三十五條又は第三十七條」に改め、同条を第三十八條とし、第三十六條を第三十七條とし、第三十五條の次に次の一条を加える。

第三十六條 前条第八号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益

は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

我が国の証券市場の実際にかんがみ、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保するため、有価証券の売買等によって生じた損失の証券会社による補てんを禁止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、我が国の証券市場の実際にかんがみ、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保するため、有価証券の売買等によって生じた損失の証券会社による補てんを禁止する等の措置を講ずることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 証券取引法の一部改正

(一) 取引一任勘定取引の禁止

証券会社等は、有価証券の売買取引等について顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為をしてはならないこととする。

(二) 損失補てん等の禁止

(1) 証券会社は、次に掲げる行為を自己が行い、又は第三者をして行わせてはならないこととする。

① 有価証券の売買その他の取引等について、顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合にはこれを補てんし、又は補足するため財産上の利益を提供する旨を、当該顧客等に対し、申し込み、又は約束する行為

② 有価証券の売買その他の取引等について生じた顧客の損失を補てんし、又は利益を追加するため財産上の利益を提供する旨を、当該顧客等に対し、申し込み、又は約束する行為

③ 有価証券の売買その他の取引等について生じた顧客の損失を補てんし、又は利益を追加するため、当該顧客等に対し、財産上の利益を提供する行為

(2) 証券会社の顧客は、前記(1)①及び②の約束を当該証券会社等との間でを行い、又は当該証券会社等から前記(1)③の財産上の利益を受ける行為を自己が行い、又は第三者をして行わせてはならないこととする(自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。)

(三) 罰則の整備

(1) 前記(1)又は(2)の行為をした者に対し、所要の罰則を科すこととする。

(2) 前記(1)②の行為をした者等の收受した財産上の利益は、没収することとする。

(四) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

2 外国証券業者に関する法律の一部改正

証券取引法の一部改正に準じ、損失補てんの禁止等の規定の整備を行うこととする。

3 その他

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(二) その他所要の経過措置を設けることとする。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の証券市場の实情にかんがみ、有価証券の売買等によって生じた損失の証券会社による補てんを禁止する等所要の措置を

講ずるもので、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保する見地から、時宜に適した妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成三年九月二十六日

証券及び金融問題に
関する特別委員長 大野 明

衆議院議長 櫻内 義雄殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定価

本号一部
三円
三円